

国際連合気候変動枠組条約CDM理事会第64回理事会概要報告

2011年 10月 30日

経済産業研究所・東京大学 戒能

日時 2011年 10月24日(月) - 26日(水)
場所 ドイツ・ボン 気候変動枠組条約本部 #2705

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成 (斜体は EB#64欠席理事、代表理事 10名中 1名欠席 合計3名欠席)

代表地域・国	代表理事(=投票権有)	代理理事(同なし)
欧州他	Mr. M. Hession (イギリス:議長)	Mr. T. Bernheim (EU)
アフリカ	Mr. V. Kabengele (コンゴ)	Ms. F. Gaye (ガンビア)
アジア	Mr. S. Kakakhel (パキスタン)	Mr. H. Badarin (ヨルダン)
東欧	Ms. D. Harutyunvani (アルメニア)	Ms.D. Bozanic (セルビア)
中南米	Mr. D. V. Pacheco (エクアドル)	Mr. R. Castaneda (ガテマラ)
AOSIS	Mr. C. Mahlung (ジャマイカ)	Mr. A. Takesy (ミクロネシア)
途上国全般	Mr. M. Duan (中国:副議長)	Mr. P. Manso (コスタリカ)
	Mr. P. M. Gwage (ウガンダ)	Ms. J. Hughes (SKネイビス)
先進国全般	Mr. P. Martinsbrata (ポルトガル)	Mr. L. Jonge (オランダ)
	戒能 一成 (日本)	Mr. P. Stiansen (ノルウェー)

2. 運営管理 (議題2.1~2.4)

2-1. CDM-EBのハイレベル政策対話パネル (会議録 Annex-1) [重要]

- 1) 背景 EB#63 Retreat 会議において、EBの今後のあり方について議論するハイレベル政策対話パネルを来南ア Durban での CMPから開始することを決定。
- 2) 結果 政策対話の開始を決定。
EB Member からの委員(~12名、大臣・総裁級)の推薦受付を開始。今後1年掛けて議論が実施されることとなる。
- 3) 議論 当初パネルの性格・報告先・報告の取扱いなどが不明確であったが、報告先はEB、報告の取扱いはEBでの検討材料とすることで合意。
- 4) 対応 - 日本政府・国内機関から委員の推薦を行いたい場合は小生宛連絡ありたい。
- 関連するパブリックコメントが 2012年1月26日迄実施されるので対応ありたい。

2-2. CDM-EBの年次報告 (CDM-Website で公開)

- 1) 背景 CMPへの定例年次報告
- 2) 結果 年次報告を採択

2-3. CDM-EBの事業計画(MAP)の達成状況・予算執行状況

- 1) 背景 CMPへの定例年次報告
- 2) 結果 事務局報告を承認
- 3) 議論 CDMEB-Memberの数人から現状のプロジェクトの登録・認証・発行承認の処理作業の遅延・停滞は深刻であり、今後の見通しについても更なる遅延の懸念が表明され議論となった。
事務局に対し今後の処理作業の迅速化の見通しの策定とともに、人員体制の一時的強化などの検討が指示された。

3. 個別案件 (議題3.1)

3-1. 蔚山HFC破壊プロジェクトの処理 (0003) - 1件のみ

- 1) 背景 既にプロジェクト延長申請から 20ヶ月が経過するが、過去のEBにおいて当該プロジェクトの処理について「環境十全性 Environmental Integrity」上問題があるとする一部EB Memberの反対により結論を得ることができていない。当該プロジェクトは長期にわたり未決状態となり、標準処理期間の不遵守状態が続いている。
- 2) 結果 EB#64においても再三議論を行ったがなお結論を得ることができなかった。
- 3) 議論 (非公開)

4. 制度改正 (議題4.1, 4.2)

4-1. 集合プロジェクト(PoA)標準手続の施行手順案 (会議録 Annex-2)

- 1) 背景 EB#63で集合プロジェクト(PoA)標準手続が採択されたため、施行手順を検討。
- 2) 結果 採択

4-2. プロジェクト標準手続(PS)、有効化・確認標準手続(VVS)、プロジェクトサイクル標準手続(PCP)の標準化案・施行手順案

- 1) 背景 プロジェクト標準手続(PS)及び有効化・確認標準手続(VVS)などについては、実施に向けて EB#63以降引き続き検討が進んでおり、今回は施行手順の検討を開始。
- 2) 結果 標準手続(案): 次回EB#65で PS, VVS, PCP とも採択予定。
施行手順(案): 次回EB#65で再度議論の上、採択に向けて更に検討。
- 3) 議論 標準手続については影響を受ける既存決定文書案などが承認され次回採択は確実。
施行手順については、本標準手続の施行日以降は現行手順によるプロジェクト申請を受け付けず全て新標準に従うべきとの事務局原案が提示されていたが、切替猶予期間(6ヶ月)が短過ぎる、現在処理中のプロジェクトをどう扱うのかなど経過措置の検討が不十分である旨の問題点の指摘が相次ぎ議論となった。
事務局で再検討しEB#65に再度施行手順案が示される見通し。

4-3. 重大な欠陥(Significant Deficiency) (会議録 Annex-3) [重要]

- 1) 背景 CMPからの指示を元に EB#63以降本格的な検討を開始。具体案は今回初めて提示。
- 2) 結果 今回の議論を受けて事務局で再検討。次回EB#65で採択予定。
- 3) 議論 今次EB#64で最も時間を使い盛んに議論が行われた内容。DOEのVVRが正しくなかった場合についての現行規定(CMP3, para20-22)を詳細に検討したものである。主要論点以下のとおり。
 - 定義・責任限度: 故意又は重過失(Fraud or Prof. Negligence)に限定すべきか? 責任限度 又は 時効 を設けるべきか?
賠償責任の発生は「故意又は重過失」で過剰発行がなされた場合のみに限定する代わりに、責任限度や時効は設けないこととする。
(故意又は重過失でなければ関連文書の訂正のみで可)
 - 手 続: 如何なる場合に捜査を実施すべきか、また情報公開方法は?
事務局の事前調査に従い、EBの承認を経て「措置なし」「自己申告(捜査なし)」「捜査実施」を適用。手続途中段階の情報保護を規定。
「操作実施」の際には弁明手続を措置。
 - 濫用防止: 調査費用を提訴主体に負担させるべきか?
提訴時に供託金を徴収することで決着(額は再検討)。
 - 資格停止: DOEの資格を停止する場合如何?

EBの決定に従い事務局が執行する手続に従わない場合、DOEの認定(Accreditaqtion)を一時的に保留。

- 4) 対応 当該案に従いパブリックコメント開始予定。関心事項につき意見提出ありたい。

5. 政策論 (議題4.3)

5-1. 利害関係者の意見聴取手続などの改善

- 1) 背景 利害関係者の意見聴取、制度案などへの意見公募の手続について改善を検討
- 2) 結果 (継続審議)

5-2. 新規問題提起

1a) 新規追加性要件の設定について (Mr. Lex提案)

要旨: 現状のCDM事業における追加性は不十分であり更なる追加性条件を議論

1b) 公的部門におけるCDM事業への関与・実施について (Mr. Daniel提案)

要旨: 公的部門におけるCDM事業への関与を拡大・容認する条件を議論

- 2) 結果 いずれも今後の EBにおいて検討

今後の予定

第65回理事会 (EB#65)

日時: 2011年 11月21日(月) ~ 25日(金), 29日(火)(CMPでのQ&Aセッション)

場所: 南ア・ダーバン

議題: 個別案件

EB#64 の未処理案件の処理

次年度 (第66回理事会 (EB#66))

日時: 2012年 2月

場所: ドイツ・ボン

議題: (未 定)